

平成26年8月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成26年8月14日(木曜日)午後2時30分から午後3時48分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第58号) 平成26年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について(教育局)

日程第 2 (議案第59号) 相模原市立認定こども園条例について(こども育成部)

日程第 3 (議案第60号) 相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について(教育環境部)

日程第 4 (議案第61号) 相模原市立図書館協議会委員の人事について(生涯学習部)

4. 閉 会

出席委員(4名)

委 員 長 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 田 中 美奈子

委 員 福 田 須美子

説明のために出席した者

教 育 局 長 小野澤 敦 夫 教育環境部長 大 貫 守

学 校 教 育 部 長 土 肥 正 高 生涯学習部長 小 山 秋 彦

こども育成部長 佐 藤 暁 教育局参事兼  
教育総務室長 鈴 木 英 之

教 育 総 務 室 長 杉 山 史 一 教育局参事兼総合  
担 当 課 長 学 習 セ ン タ ー 所 長 金 井 秀 夫

学 務 課 長 馬 場 博 文 学校保健課長 萩 原 康 秋

学校保健課 総括副主幹	木上 広規	教育環境部参事 兼学校施設課長	山口 和夫
学校教育課 担当課長	林 由美子	教職員課長	二宮 昭夫
教職員課担当課長	金子 喜裕	生涯学習部参事 兼生涯学習課長	小森 豊
スポーツ課長	菊地原 央	スポーツ課長 担当課長	鈴木 敏男
図書館長	細谷 正行	図書館担当課長	榎本 瑞恵
こども育成部 参事兼保育課長	阿部 菊良	保育課担当課長	高崎 久嗣
事務局職員出席者 教育総務室主査	萩生田 成光	教育総務室主任	秋山 雄一郎

開 会

小林委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 8 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 4 名で、定足数に達しております。

なお、本日、大山委員より欠席の旨、届け出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議録署名委員に、私、小林と福田委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、どうぞお入りいただいて結構でございます。

(傍聴人入場)

平成 2 6 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

小林委員長 これより日程に入ります。

日程 1、議案第 5 8 号、平成 2 6 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土肥学校教育部長 議案第 5 8 号、平成 2 6 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

平成 2 6 年度相模原市一般会計補正予算書及び予算に関する説明書の 3 ページをご覧くださいと存じます。

はじめに、9 月補正予算の全体の概要でございますが、第 1 条でございますように、歳入歳出予算の総額 2, 5 7 6 億円に、歳入歳出それぞれ 1 8 億 5, 9 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2, 5 9 4 億 5, 9 0 0 万円とするものでございます。

1 4 ページをご覧くださいと存じます。

「款 5 0 教育費」につきましては、1, 2 1 5 万円の増額でございます。補正後の一

般会計予算全体に占める教育費の割合は7.3%で、0.1ポイントの減となっております。

続きまして、教育委員会の所掌に係る補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

38ページの上段をご覧くださいと存じます。

「款50 教育費」、「項5 教育総務費」、「目10 事務局費」でございますが、P39、説明欄1の「教職員衛生管理経費」につきましては、文部科学省から新たに「精神科医を活用した教職員のメンタルヘルス対策調査研究事業」を受託することとなり、教職員のメンタルヘルス疾患予防のための早期介入相談業務及び集団精神療法のプログラム開発などに係る経費として、356万円を計上するものでございます。

引き続き、関連する歳入につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、22ページにお戻りいただきたいと存じます。

中段の「款55 国庫支出金」、「項15 国庫委託金」、「目45 教育費国庫委託金」、「節5 教育総務費委託金」につきましては、説明欄1の「教職員メンタルヘルス対策調査委託金」を見込むものでございます。

小山生涯学習部長 引き続きまして、ご説明をさせていただきます。

大変恐れ入りますが、38ページ中段をご覧くださいと存じます。

「款50 教育費」、「項25 市民体育費」、「目10 体育施設費」でございますが、説明欄1の「相模原麻溝公園競技場等施設管理運営費」、2の「淵野辺・相模台・古淵鶴野森公園・相模原球場等施設管理運営費」、また、3の「横山・鹿沼・小山公園運動施設管理運営費」、4の「津久井地域運動施設管理運営費」、5の「総合体育館・北総合体育館・市体育館施設管理運営費」、6の「総合水泳場施設管理運営費」につきましては、消費税率引き上げに伴いまして、施設使用料の消費税増税相当分の指定管理料を追加するための経費として、合計859万1,000円を計上するものでございます。

次に、関連する債務負担行為補正につきまして、ご説明を申し上げます。

大変恐れ入ります。7ページにお戻りいただきたいと存じます。

上段の「横山公園、鹿沼公園、小山公園指定管理経費」、「淵野辺公園、相模原球場、相模台公園、古淵鶴野森公園、大野台南テニスコート指定管理経費」、「相模原麻溝公園競技場、相模原麻溝公園スポーツ広場指定管理経費」、また、「津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド、ふじのマレットゴルフ場指

定管理経費」、また、「総合体育館、北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場、市体育館指定管理経費」、「総合水泳場指定管理経費」につきましても、同様の理由によりまして、指定管理料の追加をするため、限度額を変更するものでございます。

以上で、議案第58号、平成26年度相模原市教育委員会の所掌に係ります予算の補正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

福田委員 先ほどのご説明とちょっと重なるところがあるかもしれませんが、消費税率の変更によって、生じたものということがあるかと思うのですけれども、補正予算対応になったのはそれだけの理由でしょうか。ちょっとその辺のところをご説明いただくと同時に、今後どういうふうにそういうものは処理されていくのかということについて伺いたしたいと思います。

菊地原スポーツ課長 まず、補正予算対応になった理由でございますけれども、指定管理施設の管理運営に係ります経費につきましては、市から支払います指定管理料と、施設の利用者から徴収いたします利用料金等で賄っているところでございますが、利用料金等の改定を行わないということによりまして、指定管理施設の管理運営に係ります費用が不足することから、この取り扱いにつきまして、指定管理者と協議を行ってきました結果、不足する額が確定をいたしましたために、今回、補正予算として計上させていただいたものでございます。

それから、今後の手続でございますけれども、9月議会で補正予算が可決をいただきましたら、各指定管理者と協定の変更の手続を行いまして、その後、変更後の協定に基づきまして、指定管理料をお支払いするという予定でございます。

小林委員長 先ほどの福田委員の質問と関連してくるのですが、そうなりますと、平成27年10月にも消費税率が10%へ引き上げが想定されるわけですね。その場合に、指定管理料の対応というのはどのようになっていくのか、それについてご説明いただければと思いますが。

菊地原スポーツ課長 今想定されています平成27年10月の消費税率でございますけれども、まだ平成27年10月の消費税率につきましては、現時点では10%になると確定したわけではございませんが、今後、確定をいたしましたら、その段階で改めて指定管理

者と協議をいたしまして、必要に応じて補正予算等の対応を行って、協定変更等を行っていくということを想定しているものでございます。

以上でございます。

小林委員長 そのほかございますか。

よろしいですか。ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第58号、平成26年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第58号は可決されました。

#### 相模原市立認定こども園条例について

小林委員長 続きまして、日程2、議案第59号、相模原市立認定こども園条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤こども育成部長 議案第59号、相模原市立認定こども園条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、条例の背景でございますが、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立いたしましたして、平成27年4月から施行される予定となっております。

子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行や子育てを取り巻く環境の変化、深刻な待機児童問題などに対応するために、幼児期の教育時間の保障、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものでございまして、本市の公立幼稚園及び公立保育園におきましても、平成27年度以降は新制度を踏まえた運営を行う必要がございます。

こうした中で、相模湖幼稚園及び相模原市立与瀬保育園につきましては、新制度の施行を見据えまして、平成25年3月に園舎の併設整備を行いました。幼保一体化に向けた取り組みを進めてまいっているところでございます。平成27年4月から相模湖幼稚園と与瀬保育園を廃止いたしまして、新たに新制度による幼保連携型認定こども園といたしたく、「相模原市立認定こども園条例」を制定するものでございます。

お手数でございますが、お手元の議案書の3ページ中段の提案の理由をご覧ください

いと存じます。

本議案は、公立の幼保連携型認定こども園を新たに設置することに伴いまして、相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正し、相模湖幼稚園を廃止するとともに、相模原市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正し、幼保連携型認定こども園の規定を追加することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、第2条をご覧いただきたいと存じます。

就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の提供を行うため、相模原市緑区与瀬886番地7に幼保連携型認定こども園として、「相模原市立相模湖こども園」を設置するものでございます。

第3条から第5条につきましては、運営に当たっての基本的な事項である休園日や開園時間などについて規定するものでございます。

第6条は、認定こども園の保育料につきまして、今後、別の条例で定めること、第7条は、その他条例の施行について、規則に委任するものでございます。

附則の第1項でございますが、本条例の施行期日について、平成28年4月1日までの間において規則で定める日といたすものでございます。

附則第3項は、相模原市立学校の設置に関する条例の一部改正についてでございます。改正の内容といたしましては、相模原市立相模湖幼稚園を廃止するものでございます。

附則第5項は、相模原市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の内容につきましては、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の改正により、地方公共団体は、幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対しても補償を行わなければならないことに伴い、新しく設置する公立の幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医等の公務上の災害に対する補償を行うために、改正いたすものでございます。

以上で、議案第59号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

田中委員 関係資料をつけていただいていると思うのですが、これは現行と改正案ということで書かれていて、別表第1というのがあるのですけれども、こちらは比較するためにここが空欄になっているのであって、改正後はこの欄はなくなると考えてよろしいのでしょうか。

阿部保育課長 学校の設置に関する条例の別表でございますけれども、委員おっしゃるとおり、今はちょっと、わかるような形で空白になっておりますけれども、ここは詰める形になります。

小林委員長 今まで、城山幼稚園、それから相模湖幼稚園並びにふじの幼稚園が相模原市立学校の設置に関する条例のもとで運営されておりました。ところが、こういう状況になると、もとの相模湖幼稚園は、今度は認定こども園の条例の中で運営されることになろうかと思うのですが、そのことによって子どもたちや保護者に何か問題が起きるのかどうか、その辺についてちょっと説明いただければと思います。

阿部保育課長 相模湖幼稚園と与瀬保育園、今後、認定こども園となっていくに当たりまして、どう変わるかというところでございますけれども、今現状、この2つの施設については建物が一緒という形の中で、保育園と幼稚園を運営しているわけですが、そういった中で、今後のことも含めまして、今現状、4歳児、5歳児のお子さんについては、同じ時間、共通の時間で教育を行っているような形で行っています。これが認定こども園になれば、さらに共通の時間という形で過ごすというようになっていきますので、保育所に通うお子さんも、幼稚園と同様の教育を行うことになっていくということでございまして、その教育とか保育という中では、何か不都合が生じるということはないかなと思っております。

福田委員 あわせて質問ですけれども、このこども園条例に移行するに当たって、実際の保育園、また、幼稚園の方の選択、その辺の変化とかって、相模湖こども園になるところの保護者の対応の変化とかそのようなことは、顕著なことはあったのでしょうか。

阿部保育課長 あくまでも、現状、保育が必要なお子さんについては保育が必要だということになりますし、幼稚園の教育の時間で済む方は幼稚園という形になるわけです。今後認定こども園になった中でも、保護者の働き方とかそういった中で、保育が必要なのかどうかという認定行為が行われることになりまして、現状、幼稚園にお通いのお子さんなどにつきましては1号認定という形になりまして、保育園にお通いのお子さんたちについては3歳以上が2号認定で3歳未満が3号認定という形になります。その認定がどうなるか

については保護者の方の働き方、保育を必要とするのかによって、2号認定になるのか1号認定を求められるのかという形になりますので、2号認定であれば、1日長く認定ことも園の中で過ごしていただくというような形になり、1号認定ということであれば、今の幼稚園と同様な形で、基本的には教育時間を4時間ぐらいと設定し、その時間の中で過ごしていただくという形になるかなと思ってございます。

福田委員 そうしますと、幼稚園の中での預かり保育をやってきたようなところの融通性みたいなことは当然取り入れてあるわけですね。

阿部保育課長 今年度から、2つの施設がある中でも、幼稚園の方で必要に応じて、4時間ではなくて保護者の方のご都合等でもう少し長く過ごしたいということであれば、預かりをしております。今後、この認定こども園になった場合でも、当然その1号認定という認定はして、基本的には教育時間を4時間という形で過ごしていただく方であっても、保護者の方のご都合によってもう少し長く預かってほしいということであれば、預かり保育というような制度の中でお預かりをするような形でいけるのかなと思ってございます。

福田委員 すみません、そうしたら、子どもの保育、教育に関して、保護者としては1号認定児というか、今までの幼稚園とか保育園とか、あまりそういう言葉は使わないようになっていくのでしょうかね。

阿部保育課長 認定こども園においては、幼稚園と保育所をあわせ持った施設ということになる中で、幼稚園児、保育園児という言い方にはならないと思います。

福田委員 そういうことを、ある意味、越えていこうとしているわけですからね、今。

阿部保育課長 そうですね。1号認定、2号認定、3号認定という、そういう言い方はなかなかしづらいでしょうけれども、分け方としてはそういう形になるのかなと。

田中委員 これも確認なのですけれども、この認定こども園になっていくということに関しては当然、今通われている両方のご家庭の方には説明をされていると思うのですが、今後移行していく中の日程的なものというのは、どういうふうになっているか教えていただけますか。

阿部保育課長 先ほどからも申ししているとおり、与瀬保育園と相模湖幼稚園が1つの建物の中にある中で、今年度から共通の時間で施行していますよということで、これまでの過ごし方の形態から変えるような形にさせていただきましたので、それに当たりまして、今年の1月の時点で、この4月からそういう形で共通の時間を過ごしていただくのですよということをお話しさせていただきました。その中で、今後どうなるのかというようなお話

もありましたので、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まる中で、市といたしましては、幼保連携型認定こども園を目指していきたいというようなことは、お話しさせていただいているような状況でございます。

今後につきましては、ここで条例が制定されるという中で、保護者の方への説明会でございますとか、今後、新規に入園を希望される方のお子さんの保護者の方に対しましても、条例が通ったぐらい、9月、10月ぐらいの中で、ご説明はさせていただきたいなと思っ  
ているところでございます。

以上でございます。

福田委員 そうしますと、こども園長というのは、幼稚園長、保育園長があったと思うのですけれども、このこども園長というのはどういう形で決定になるのでしょうか。

阿部保育課長 今現行では2つの施設がありますので、幼稚園長と保育園長がいるわけ  
でございますけれども、今後につきましては、認定こども園ということで園長は1名という  
形になっていくと。そこについて、どういう形で決定していくかというところは、今後検  
討してまいります。

福田委員 まだ推移しているところですね。

阿部保育課長 そうですね。

田中委員 子どもたちのことになるのですが、今までは幼稚園と保育園でそれぞれ募集を  
して、子どもたちをお預かりしていたと思うのですけれども、今後1つの施設になった場  
合の人数的な設定というのは、今まではそれぞれの園であったと思うのですが、今度は一  
緒になるということで、人数も、同じくらいの人数のお預かりができてよろしい  
のでしょうか。

阿部保育課長 現行の施設の定員ですけれども、与瀬保育園の方は今60人の定員になっ  
ています。相模湖幼稚園の方も60人の定員になっております。ただし、現状実際に入っ  
ているお子さんについては、保育園の方は40名、幼稚園の方につきましては13名でござ  
います。

今後認定こども園になった中での定員といたしましては、現状の定員が、それぞれ60  
人と60人になっていて、今の施設の中でもクリアしていますので、120人定員でと考  
えてございます。その中の内訳でございますけれども、今の予定というか考え方といたし  
ましては、幼稚園に通う1号認定のお子さん、3号認定の3歳未満の保育が必要なお子さ  
ん、それから、2号認定の3歳以上で保育が必要なお子さん、それぞれ40人ずつという

ような定員を設定していこうかなと考えてございますので、そういった中では、現状のお子さんたちを、その施設の中でやっていけるのかなとは考えているところでございます。

小林委員長 そのほかございましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)

小林委員長 質疑、ご意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第59号、相模原市立認定こども園条例についてを、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第59号は可決されました。

相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について

小林委員長 引き続きまして、日程3、議案第60号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 議案第60号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員1名が任期満了となることから、後任の委員を委嘱するため提案するものでございます。

はじめに、児童生徒等災害見舞金制度の概要について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、右側の参考資料をご覧いただきたいと存じます。

この制度は、学校管理下において、児童生徒が負傷、疾病、身体障害または死亡した場合に見舞金を贈呈するもので、(1)の表にございますように5つに区分されております。

当該審査委員会におきましては、(2)にございますように、特別見舞金につきまして、教育委員会からの諮問を受けて審理を行うものでございます。

(3)の構成員及び任期についてでございますが、当該審査委員会は、附属機関の設置に関する条例に基づき設置されており、学識経験者をはじめ、学校関係者等の代表者から構成され、委員の数は10名以内となっており、任期は2年でございます。現在、10名の委員を委嘱しております。

左ページの名簿の下段をご覧いただきたいと存じます。

本議案でございますが、学識経験のある者として、相模原市医師会から推薦をいただき、委嘱申し上げておりました木内哲也氏が8月31日をもって任期満了となりますが、引き続き委嘱をお願いするものでございまして、任期は9月1日から2年でございます。9月以降の委員の構成につきましては、名簿のとおりでございます。

以上で、議案第60号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終了いたしました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

福田委員 ちょっと確認でございますが、直近の開催例ということで、平成2年のものが挙がっておりますけれども、ということは20数年、幸運にも開催されていないということではよろしいわけですね。

萩原学校保健課長 委員のおっしゃるとおり、開かれていないというのが実情でございます。

小林委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第60号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についてを、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第60号は可決されました。

#### 相模原市立図書館協議会委員の人事について

小林委員長 次に、日程4、議案第61号、相模原市立図書館協議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山生涯学習部長 議案第61号、相模原市立図書館協議会委員の人事につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案につきましては、現在の相模原市立図書館協議会の全ての委員が本年8月28日をもちまして任期満了を迎えますことから、後任の委員を委嘱いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第11号の規定によりまして、提案をするものでございます。

大変恐れ入りますが、議案第61号の参考資料をご覧いただきたいと存じます。

1の設置の根拠と目的につきましては、記載のとおりでございます。

2の定数と構成でございますが、定数につきましては、相模原市立図書館条例の第15条によりまして、10人以内とされているところでございます。

また、委員の構成でございますが、同条例の第16条によりまして、(1)の学校教育の関係者、(2)の社会教育の関係者、(3)の家庭教育の向上に資する活動を行う者、(4)の学識経験のある者、(5)の市の住民、これらのうちから委嘱することとされているものでございます。

3の任期につきましては、2年、また、4の活動内容につきましては、図書館の運営に関し館長からの諮問に対する答申を行うことや、図書館奉仕に関しまして意見を述べることなどでございます。

具体的内容につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、委嘱をいたします方々につきまして、ご説明を申し上げます。

大変恐れ入ります。議案の裏面にございます相模原市立図書館協議会委員名簿をご覧いただきたいと存じます。

まずはじめに、選出区分の学校教育の関係者といたしまして、相模原市立中学校長会からご推薦をいただきました、市立谷口中学校校長の小野充氏と、相模原市学校図書館協議会からご推薦をいただきました、富士見小学校長で同協議会会長の飯塚亮人氏でございます。このお二人ともに、今回、新規の委嘱でございます。お二人からは、特に教育現場での読書に係る取り組みや、学校と図書館との連携など、学校現場の視点からご意見をいただきたいと考えているところでございます。

次に、社会教育の関係者といたしまして、相模原市公民館連絡協議会からご推薦をいただきました、星が丘公民館長の奥山憲雄氏と、相模原市社会教育委員会議からご推薦をいただきました、社会教育委員で虹のおはなし会代表の大橋千景氏でございます。お二人とも再任でございまして、2期目でございます。お二人には、特に地域の方々が求めている図書館の役割など、日ごろの活動の中で得られた情報をもとにしたご意見をいただきたいと考えてございます。

続きまして、選出区分、家庭教育の向上に資する活動を行う者といたしまして、子育て親育ち応援団with.cfcの副代表の古田政子氏と、みらい子育てネットさがみはら連絡協議会副会長の高柳眞木子氏でございます。両団体につきましては、親自身の自立や

子どもの健やかな成長の手助けを目的として、市内を中心に活発に活動している団体でございます。子どもの成長と読書との関係や、家庭における読書環境づくりなど、家庭教育や子育ての視点からのご意見をいただけるものと考えているところでございます。なお、古田氏につきましては、再任で2期目、高柳氏につきましては、今回、新規の委嘱でございます。

続きまして、選出区分、学識経験のある者といたしまして、専門図書館協議会の事務局長として多方面でご活躍をされております鈴木良雄氏と、相模女子大学の副学長で、相模女子大学附属図書館長の樋川直司氏でございます。お二人からは、公共図書館としての方向性などにつきまして、専門の立場からご意見をいただきたいと考えてございます。なお、鈴木氏につきましては、再任で3期目、樋川氏につきましては、今回、新規の委嘱でございます。

最後に、選出区分、市の住民でございます。公募委員でございまして、3名の方から応募がございました。公募委員選考委員会におきまして、2名が選考されたものでございます。選考は、応募者からの市民が求める図書館の役割をテーマとした作文を内容のほか委員としての意欲、図書館への関心度、論旨の明快性の3点の視点で評価をされ、三宅潔氏は自身の経験を生かし、情報化や高齢化に対応した図書館のあり方についての提案内容が評価をされたものでございます。最後の山村園江氏は、市民の視点からの意見や具体的な提案が評価をされ、選考されたものでございます。

なお、今回、委嘱いたします方々の任期につきましては、平成26年8月29日から平成28年8月28日までの2年間でございます。

以上で、議案第61号、相模原市立図書館協議会委員の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いを申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員 今ご説明いただいた中で、三宅潔さんが自身の経験を生かしての提案があったということなのですが、どのような経験が生かされる提案なのでしょう。お願いいたします。

細谷図書館長 三宅潔氏でございますが、大学の教授のほか、企業の研究員をされておられて、主に理系の関係ですけれども、そういった研究の中で、情報科学というところの部分で経験を生かされたいということでございました。

福田委員 開催回数なのですからけれども、平成25年度に3回となっていますが、こういった形で例年なされているということでございますでしょうか。

細谷図書館長 協議会につきましては、年3回を一応目安といたしまして、毎年ほぼ3回開催をしております。

福田委員 そこに活動内容等も書いてありますけれども、昨年度の教育研究論文の第一席になられた方も、それは学校の図書館のことでしたけれども、これからやっぱり市の公立図書館と、それから学校図書館がうまく連携して、子どもたちの読み書きや、あるいは、いろんな意味での広い教養を身につけていくというようなことを促進していただくということにつきましては、広く本当にかかわっている方たちのご意見なんかも吸い上げるようにして、ぜひ、学校と社会教育施設の1つである図書館なり博物館なりがうまく連携して、子どもたちの学びの場に生かしていけるように、すみませんが、ちょっとここでの承認とはかかわらないのですが、ぜひ、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

小林委員長 意見でよろしいですか。

福田委員 お願いで。

小林委員長 では、1点お伺いいたします。この選出区分のNo.1と2のところにある学校教育の関係者というところで、小野充氏が中学校長会から推薦された。それで、飯塚亮人氏が相模原市学校図書館協議会というところからの推薦になっておりますけれども、この学校図書館協議会の組織なり活動の概要をちょっとご説明いただければと思いますが。

細谷図書館長 この学校図書館協議会につきましては、会長をはじめとして、役員の方のほかに、各校1名ずつの幹事がおりまして、そういった方たちで構成されております。主に、学校図書館の運営や、それから読書指導の方策の研究、こういったことを行うことを目的といたしております。「読書のススメ」という児童生徒の読書感想文集の編集・発行、または児童図書購入計画の策定などの活動を行っております。

田中委員 今のに関連してというか、こういう協議会とかで、今、中学校長会、小学校長会という感じで出されることが多いのですが、それとは関係なく、学校図書館協議会の会長としての任命というか推薦なのでしょうか。小学校長会からの推薦ということではなくて、バランス的に多分、小学校の校長先生、中学校の校長先生、両方の場面が出てくるように推薦されているのだと思うのですけれども、あくまでも、学校図書館の協議会の推薦ということで受け取ってよろしいでしょうか。

細谷図書館長 この学校の選出につきましては、平成24年度の段階で、委員定数を6人

から10人に変更させていただいた際に、これまで学校教育の関係者が1名だったのですが、それを契機に2名の選出というふうに変更させていただきました。その際に、学校図書教育の立場からのご意見をいただく校長会からの推薦に加えて、やはり学校図書の運営とか施策について研究・研修などを行っている専門的な協議会からご意見がいただけるよというということで、学校図書館協議会の方からの推薦をいただくような形にさせていただきました。

小林委員長 そのほか質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第61号、相模原市立図書館協議会委員の人事についてを、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第61号は可決されました。

ここで職員の入替えを行います。休憩はとりませんので、職員の方々は速やかに入れ替えをお願いいたします。

(職員入れ替え)

小林委員長 再開いたします。

#### 相模原市議会(平成26年6月定例会議)報告について

小林委員長 それでは、事務局から報告事項があるようでございます。

報告事項1について、教育総務室からお願いいたします。

鈴木教育総務室長 私の方からは、報告事項1について、ご説明をさせていただきます。

お手元の平成26年相模原市議会6月定例会教育委員会関係答弁をご覧いただきたいと存じます。

市議会の6月定例会につきましては、去る5月30日から6月30日までの日程で開催されました。お手元にごございますこの資料につきましては、6月定例会議の代表質問と一般質問の教育委員会関係の質疑の一覧になります。

1ページをご覧いただきたいと存じます。

代表質問は2名の議員から3問の質問があり、質疑の内容につきましては、2ページのとおりでございます。また、一般質問は3ページ以降になりますが、13名の議員から5

1問の質問がございました。この一般質問の質疑の内容につきましては、6ページ以降となりますが、代表質問及び一般質問の概要といたしまして、学校教育につきましては、中学校給食、あるいは県費負担教職員の権限の移譲、特別支援教育や就学援助制度などについて質問がございました。また、生涯学習につきましては、夏季学校プール開放や公民館に関する質問がございました。

ここで一つひとつの質問と答弁に関する報告は省略させていただきますが、それぞれの質問と答弁に関して、ご質問等がございましたら、担当課からお答えさせていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。6月議会のことですが、質疑等がございましたら、お願いしたいと思います。

14ページ、竹腰議員のご質問の中で、答弁のところの4行目です。国の定める学校図書館図書標準は云々というところで、学級数に応じてとあり、例えば、18学級が云々、15学級の場合は云々と例が出ております。その次のところで、「次に、学校別の図書標準の状況についてでございます。本市におきましては、これまで学級数ではなく、児童生徒数に応じた図書の整備を進めてきた」とあります。そして「小学校では29校、中学校では15校が図書標準を下回っている状況でございます」というご答弁がなされているわけですが、相模原市が学級数ではなくて、児童生徒数に応じた図書の整備を進めてきた背景と、こちらを選んだ理由ですが、どちらが理にかなっているのかなと私は疑問を持っていたのですが、その辺について、ご説明いただければと思いますが。

馬場学務課長 相模原市の現状について、まずご説明させていただきたいと思います。

国の方では、ここに書いてありますように、学校図書の図書館の図書の充実については、学級数に応じた図書の蔵書を整備していくという国の定めた標準がありますが、相模原市では、これまでも各学校の図書室の充実については、市全体の学校図書館における蔵書数の充実を標準に考えてきました。

全体の蔵書数から割り出した達成率については、全体としては100%を超えているのですが、各学校別に見ますと、答弁にありますように、達成していない学校が、小学校では29校、中学校では15校という形になっています。全国的に、学校図書館の図書標準の達成率を見ますと、小学校では全国平均が58.8%、それから中学校が47.5%が図書標準を達成した学校の割合になっています。相模原で見ますと、これは平成24年度末でございます。全国的な標準というのは、2年ごとに国が調査をしまして、先ほど

申し上げた全国平均については、平成23年度末の達成率ですけれども、相模原で直近で平成24年度末で見ますと、小学校では59.7%、それから中学校でも59.5%ということで、約6割達成になってございます。国の平均と比べても、達成率は全国平均を上回っているところでございます。

議会答弁の中では、そういった国で定めた達成率よりも、市全体でどうなっているかということでご答弁を今までも続けてきたわけですけれども、日本共産党の方から、国と同じように、全国と本市と比較するとどうなのかということで、初めてこういったご質問がありまして、答弁としてはこういう形で答弁させていただきました。

達成率については、全市で蔵書数に対して国のそういった学級数、各学校での達成率ではなくて、本市全体で100%を超えているかどうかということを目標に掲げて整備をしてきました。

大貫教育環境部長 ちょっと今、手元に資料がないのですけれども、国は学級数でやっていますので、基本的に言うと、学級数、例えば40人学級と20人学級とか10人学級のところでは、そこですごい差が出てきてしまいます。本市としては、やっぱり学級数ではなくて、子どもの人数に合わせて本をそろえてきたという経過がありますので、どうしても学級数でやると、こういう形になってしまうと。極端な話、生徒数が少ない学校は本が多いとか、そういうところが出てきてしまいますので、本市としては、学級数ではなくて、児童数に合わせて学校図書をそろえてきたという経過があるわけで、ただ、国はこういう基準だからどうだという、今回、質問が出てしまったので、こういう数字になってしまったということでございます。

小林委員長 背景はわかりました、こちらを選んだという背景ね。

福田委員 教員の研修のことについてですが、10ページの市川委員のところの職員研修について、特にまず教員についてなのですけれども、7月31日、8月1日と教育課程研究会とか、いろんな研修体制以外にも研究の機会等がいろいろつくられておりまして、本市の教員の方々は、いろいろ研さんを積まれているということは十分承知しておりますが、大きく本市の小学校、中学校の教員の研修体制というのは、ちょっと大まかでいいですが、教えていただければと思うのですけれども。

金井総合学習センター所長 本市の教職員の研修の受講体制についてということでよろしいでしょうか。

福田委員 はい。

金井総合学習センター所長 教育委員会の方では、約3,000名の教員に対して、平均して年間4回の研修を受講することを目標にしておりまして、延べにしまして、約1万2,000人の受講者を得たいということで、取り組んでおります。ただ、年次研修の該当者とそうでない教員とでは、当然、受講回数に差があるのは事実でございますが、現在のところ、ここ数年の経過を見ますと、延べ約1万2,000人の受講者がおりますので、年間4回という、あくまでも平均でございますけれども、受講体制は確保できていると捉えております。

福田委員 それは平均的な形ということと、もう1つ、ここに県外の教職大学院や、国立教育研究所などに派遣されている方もいるかと思うのですが、特別研修といいますか、そういう方々はどういうふうな人数で、どういうふうな形でそういう選定をされるのでしょうか。

金井総合学習センター所長 現在、特別研修のうち、1年間、外部の教職大学院ですとか国立政策研究所等への派遣は、年間3名の教員を長期研修に派遣しております。そのほかに、県外派遣研修に情報教育を含めて、約5日間、4泊5日の県外研修に10名を派遣しております。

福田委員 これは短期ですね。

金井総合学習センター所長 短期です。それから、筑波にあります教員研修センターの方への中央研修と呼ばれる研修に、年間1名ないし2名の受講者を派遣するというような形で、受講者につきましては、長期研修につきましては、学校の方へ推薦を依頼しまして、教育委員会の方で選考した人物に行っていただいています。それから、県外派遣研修につきましては、学校の方から推薦者を決めていただいて、年間10名ということで、数に限りがございますので、大まかなローテーションを学校ごとにつくりまして、学校長の推薦により派遣するような形をとっております。

福田委員 それで、今回も7月の末にそういう、特に長期の方が研究なされた成果を共有する場というものを確保されているといったところで、全体に学ぶ場ができていて、とてもいいなということで、研修なされた方は、相模原市の教員に広報なり、また、そういう研究会をつくって、必ず戻して還元していただくように、ぜひ、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

金井総合学習センター所長 委員おっしゃったとおり、研究発表大会等での発表や、それから翌年や、またはその次の年あたりの教員研修の講師として、研修成果を、全員に特別

研修を受けていただくわけにはいかないで、そういった形の中で、できるだけ広く還元するということを、依頼の段階でもお願いして、実施しております。ありがとうございます。

福田委員 いい機会でしたと思います。

小林委員長 よろしいですか。

福田委員 もう1つ、すみません、次は12ページのところでございます、学校技能員という名称なのですが、作業員、技能員というところのこの変更と、ちょっとよく理解を私の方でしにくいのは、不補充という言葉があるのですが、この辺のところの制度的な取り決めみたいなものを、ちょっと教えていただければありがたいなど。それと、仕事の内容なんかの変更等があれば、それもあわせて教えてください。

鈴木教育総務室長 学校技能員のその名称変更につきましては、もともと現業職については、昨年度までは学校作業員ということでしたが、一定の技能を必要とするものについては、この4月からは学校技能員、何々技能員という形で名称を変更させていただいたところ です。

福田委員 全員が技能員になったわけではないのですね。

鈴木教育総務室長 その職で技能職みたいな形にしていますので、学校作業員の方は全員、学校技能員になっています。

福田委員 ああ、そうですか。

鈴木教育総務室長 はい。それで、先ほど職務の内容ということでしたが、これはもともと法令で位置づけられたのは学校用務員という、学校の日常の維持管理にかかわるものについて、この学校技能員がいろいろ学校の環境整備ですとか、そういうものに適切な教育環境の維持・保全に努めてきたわけですが、平成14年度以降ですが、この技能員について、定年退職が出た際については、もう正規の職員はかわりに採用しないということで、退職不補充という形をとってまいりました。

福田委員 平成14年ですね。

鈴木教育総務室長 はい。それ以降、一部、民間委託を進めてきたわけですが、この民間委託については、13ページ上段の回答のところがございますとおり、平成14年度以降、順次進めてまいりましたがというところで、しかし、学校現場において、この委託については、教職員から直接指示を出せないなどの課題もございますことから、昨年、平成25年度から民間委託の契約期間の満了をもって再任用職員及び非常勤職員の廃

止に切り替えているところです。直接指示が出せるような形で、何々さん、ここが壊れているので、直していただきたい、あるいは、窓ガラスが割れてしまったと、直接指示が出せるような形で、今、切り替えてきていると。こういうのが現状でございます。

小林委員長 よろしいですか、今の件は。

鈴木教育総務室長 すみません、ちなみに、現状だけ申し上げますと、現状では、109校のうち、市の職員である正規職員が小学校で21名、中学校で17名、合わせて38学校で正規職員が配置されています。それから、再任用職員と非常勤職員が配置されている学校が小学校で5校、それから中学校で4校、合わせて9校でございます。それ以外の残り、小中合わせて59校については、非常勤2人を配置して、この学校環境の維持に努めているところでございます。それから、民間委託は、今、現時点では3校でございます。

小林委員長 今の関連ですが、再任用職員と非常勤職員の年齢の問題、それから、日額か月額かという報酬の問題、年休の問題等についての差があるのかどうか。

鈴木教育総務室長 勤務条件のお話でございますが、正規職員については、当然、市の職員として、それなりのお給料をお支払いさせていただいています。それから、再任用職員につきましては、月曜日から金曜日の週5日、勤務時間は6時間ということで、給与等については、延べ平均で19万円ほどお支払いさせていただいています。それから、非常勤職員につきましては、勤務日は同じでございますが、勤務時間については1日当たり5時間と、再任用職員は6時間ございまして、非常勤職員については5時間、それで、時給920円で日額4,600円をお支払いしています。

小林委員長 日額になるわけですね。

鈴木教育総務室長 はい。この時間の関係で、非常勤職員の配置校については、非常勤職員を2人入れて、全ての学校の運営時間をカバーしていると。こういう状況でございます。

小林委員長 年休だとか、あるいはボーナスとか、そういうのはどうなっているのでしょうか。

鈴木教育総務室長 年休については、労働基準法に基づいた年休を付与しておりますが、ボーナスについては、再任用職員につきましては、年間約二月程度の期末勤勉手当が支給されております。ただ、非常勤につきましては、そのような制度がございませんので、期末勤勉手当が出ていないと。このような状況でございます。

小林委員長 よくわかりました。

田中委員 先ほど、図書整理員のお話が出ていたのですけれども、14ページの方で、一

番下のところで、週当たりの配置日数について変化してきているのかなと思いますが、平成25年度からは、週当たり2日から3日の配置となっていますということですが、学校現場としては、日数が減っているということに対して、どのようなこと、何か支障が出たりしているのか、または、出ていないから減ってきたのか、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

林学校教育課担当課長 現状においては、児童生徒の学習活動に合わせた時間帯に勤務時間を設定する工夫をしておりますして、司書教諭、学校図書担当と図書整理員が連携を図り、意図的、計画的に図書館活用をさせることで、弊害を招かないような配慮をしているところでございます。

田中委員 たしか今年の3月になりますが、図書整理員の研究で、教育実践研究論文の賞を受賞され、その授賞式があって、そのお話をちょっと読ませていただいたのですけれども、本当に学校現場としては、やはり図書整理員の役割はすごく大きくて、ただ整理しているだけではなくて、そこでは、学校側の担当の先生方との連携がすごく図られていて、学校図書の利用に関しての成果が出ているというふうな報告を受けました。こうやって配置していただいて、本当にありがたいなと思う中で、ぜひ、その活用というか活躍の中で、時間の制限はあるとは思いますが、学校側との連携をとって、本当に子どもたちが使いやすい図書室の整理というところで、業務に携わっていただけたらなと思いましたので、ちょっと日数に関しては気になったので、質問させていただきました。

小林委員長 それと関連して、学校現場に支障のないようにというお考えがありましたけれども、この答弁の中に、校長会からは通年配置の実現について要望も出ていますと。この要望と、今、うちがとっている施策の中でのギャップはないかどうか。校長会の具体的な要望というのは、背景は何かあるのかなと、答弁を見ると感じられるのですが、いかがでしょうか。

林学校教育課担当課長 校長会からの要望は、より望ましい形でということで承っているのですけれども、現状では、支障のないように工夫をする中で、限られた日数を有効活用しているということと認識しておりますが、学校長としては、より多くの日数をということ、当然、ご要望があるかなと思うのですけれども、今後の検討課題かなとは捉えております。

小林委員長 この校長会で言っている通年配置という中身は、どういうことなのでしょう、要望は。

林学校教育課担当課長 細かい内容になると、申し訳ありません、今、私の把握にはないのですけれども。

小林委員長 では、後ほどお願いいたします。

林学校教育課担当課長 確認しておきます。

土肥学校教育部長 当然、この図書整理員に関しましては、年間の配置日数というのが決まっております、各学校長の要望としましては、子どもたちが活動している時間帯、あるいは、それ以外もできるだけ学校の図書館で活動をしていただいて、それで図書館環境の整備なり図書館教育へのいろいろな支援なり、本務が本来、司書教諭と学校図書担当実務の補佐・援助という形になっていきますけれども、そうした援助をいただくと大変ありがたいという要望は校長会の中で持っておりますけれども、逆に、やはり学校の中に置きます司書教諭、学校図書担当もかなり力量を発揮して、そこの連携を図りながら、図書館教育を充実させていくことが本来の趣旨でございますから、そのあたりのバランスの中で、削減の部分が弊害がないように配慮しながら進めていきたいという趣旨の中で、現状、今、こういった削減という形にはなりましたけれども、時間数、日数の決定をする中で、学校や委員会としても支援をしつつ、図書館教育の充実を図っているというのが現状でございます、校長先生方としましては、そういった形でより多く援助をしていただきたいという要望があることは把握しておるところでございます。

以上でございます。

小林委員長 わかりました。

そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 では、この件は、これでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 次に、教育委員会の主なイベント等についてでございますけれども、今、お手元にあります広報カレンダーに、8月中旬から9月上旬までの予定がまとめてありますので、後日、ご覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、最後に、次回の会議予定日ですが、9月5日金曜日、午後3時から教育委員会室で開催する予定で、ご異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 それでは、次回の会議は、9月5日金曜日、午後3時の開催予定といたしま

す。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

閉 会

午後 3 時 4 8 分 閉会